

## 精神障害者の地域移行に関する意見書

わが国の精神疾患による入院患者は約32万人といわれ、そのうち1年以上の長期入院患者は約20万人と推定されています。そのため、精神障害者の地域移行の促進が課題となり、これまで国では様々な施策を講じてきたところですが、精神障害者の地域移行が進んでいるとはいえない状況です。

このような中、本年7月には厚生労働省から新たに「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」が示され、長期入院精神障害者の地域移行や生活支援のために、医療法人等が保有する敷地等の病院資源のうち将来的に不必要となる資源を活用することが可能とされました。

この内容は地域移行を段階的に進めるための手段として考えられたものですが、精神障害者の生活の場が病院敷地内にとどまることにつながることを心配する関係者もいます。

よって、国におかれては、精神障害者の地域移行に向けた精神科病床の居住系施設への転換にかかる施策については、関係者の十分な理解を求めつつ、地域における居住の場のあり方などを考慮し、慎重に検討を行ったうえで、総合的支援策の充実に向けて引き続き政策展開を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月15日

上田市議会議長 下村 栄